

水道料金滞納の提訴について

【被告情報】

被告	食品製造卸売り業	A社	(昭和49年頃使用開始)
	食品製造卸売り業	A社	社長本人
	食品製造卸売り業	B社	(平成18年設立)
未納調定	①	平成22年10月～平成22年12月	調定(2調定)
	②	平成23年8月～平成26年4月	調定(17調定)
	③	平成27年10月～平成28年6月	調定(5調定)
	④	平成29年2月～平成29年6月	調定(3調定)
未納額	①	水道料金	1,479,053円
	②	水道料金	13,254,531円
	③	水道料金	1,867,599円
	④	水道料金	1,290,769円
		水道料金計	17,891,952円 (合計 27調定)

- ・平成30年5月17日に東京地方裁判所に提訴
 - ・同年7月から10月までの間に合計3回の口頭弁論，その後2回準備手続き室において双方出席のもと調整
 - ・同年12月末，水道使用者名義人をA社からB社に変更
- 裁判所は原告である水道部の主張を概ね認めてくれてはおりますが，現在，双方に裁判所から和解勧告がされている状況です。

平成24年度分債権放棄の報告について

平成29年度末に平成11年度から23年度までの13年間分の簿外債権約2億4千万円を債権放棄し，昨年9月議会にて報告させていただきました。

今年度以降は，単年度分ごとに処理を行い債権放棄を行っていくもので，今年度は平成24年度分につき，精査している状況です。

2月1日現在，人数にすると1,232人調定では約2,900調定，金額では14,200,000円程度を債権放棄をする予定です。